

江戸末期における總持寺の実情（二）

—『安政六年諸般書上』を中心として—

納富 常天

はじめに

前号では「文化三年の火災と再建を中心として」江戸末期における總持寺の実情について考察したが、本号では『安政六年諸般書上』を取り上げ考察してみたい。これは江戸末期における總持寺の全体像を把握できるのみならず、いろいろ推察できる貴重な資料であるから、新修『門前町史』資料編2總持寺一七五頁—一八三頁に掲載したものである。しかしその内容についてはまったく検討していないので、その他の関係資料もあわせて取り上げ考察を加えてみたい。

一 『安政六年諸般書上』について

『安政六年諸般書上』は總持寺が安政六年（一八五九）に加賀藩寺社奉行に提出したもので、(1)總持寺諸堂軒數書、(2)總持寺定詰人別、(3)年分収納、(4)年分出方、(5)總決算覧、(6)その他からなつてているが、これは当時における總持寺の実情を示すものとして非常に貴重である。いま検討を加える必要から繁を顧みず全文を掲げてみたい。書冊の形式は一冊、35枚（含表紙）、袋綴装、縦26・9cm、横19・5cm、写本、楮紙であるが、翻刻にあたつては原則として改行は原文通りにし、漢字は常用漢字にした。また読解の便をはかり私に読点を附した。

（一八五九）
安政六年 諸般書上（寺社奉行宛）

（表紙）

- 一 出世僧到来之節、推挙状同總持寺より
京都江添状等
- 一 同御縕旨写并免許公文等
- 一年分収納出入同伽藍軒数書
- 一 加州家より制状三通写

安政六年未年十二月 能州總持寺役局正覺寺

京都并諸國より推挙状、

同公文写、認メ入

右總持寺義者、根元占

勅許之本山職、出世之道場故、開山以来輪番地ニ而、
五院占兼帶住番ニ有之候間、出世僧登山之節者、時之
住番ハ五院之列ニ相成、則出世之人正位ニ相立、何万
何千何百世^与、開山以来世住之位ニ相成申候、於永平寺ハ
独住地ニ而、其時之住職正位ニ候間、出世之人江_{住職}を
可讓謂れ無之候故、出世之人世住之位ニ相成不申、
依^而同寺免許状ニも世住之數ニ書加不申、只總持寺
之例ニ効ヘ、一朝之住持職^与ハ相唱ヘ候得共、元來

中古占之事故、右様出世之地規格ニ相当不仕候、然ル処
当永平寺^等申候ニ者、總持寺儀ハ出世而已之道場ニ而、
本山職ニ無之^与、出世之地之外ニ別段本山之職務

有之候様、毎度申立候得共、出世之儀ハ則本山之職
務ニ而、根元占一派之本山職ニ無之候^而者、出世之地ニ
仰付不被置儀ハ、只曹洞一宗而已ならず、諸宗一同之
通儀^与奉存候、然ルを出世之地^与本山職与別々之様
申上候義ハ、尚永平寺^等勝手我儘之中分^与奉存候、

尤一宗兩本山職互格_二相立來候、類例每度申上候通_二

御座候、此段

御仁察之程奉希候、

總持寺諸堂軒數書

一總門

桁八間四尺、梁武間壹尺

一勅使橋

長六間、巾式間半

一勅使門

桁三間壹尺五寸、梁武間三尺五寸

一山門

桁拾三間三尺五寸、梁四間三尺五寸

一佛殿

桁拾三間壹尺五寸、梁武間三尺五寸

一祖師堂

桁二十六間三尺五寸、梁十七間武尺

一現方丈

桁九間壹尺五寸、梁七間三尺五寸

一開山塔

桁拾間五尺、梁七間三尺五寸

一放光堂

桁拾間五尺、梁七間三尺五寸

一禪堂

桁十六間、梁三間壹尺五寸

一同外堂

桁二十六間壹尺五寸、梁十五間壹尺

一大庫裡

桁二十六間壹尺五寸、梁十五間壹尺

一同處土藏

式間半四間ツ、

三科作

則開山塔排殿也

三科作

則開山塔排殿也

三科作

則開山塔排殿也

江戸末期における總持寺の実情（二）

一浴堂	桁八間四尺、梁四間式尺
一通用門	桁七間三尺五寸、梁式間三尺五寸
一鐘樓堂	三手先作
一宝藏	三間壹尺五寸四面
一淨頭	三間半、三間半
一觀音堂	壹ヶ所
一維那寮	桁八間、梁四間
一裏門	桁式間、梁四間
一普藏院	桁十三間、梁七間三尺式寸
一同庫裡	桁拾五間五尺、梁十式間壹尺五寸
一同土藏	桁拾三間、梁六間
一洞川庵	桁拾三間、梁八間壹尺
一同庫裡	桁拾三間三尺五寸、梁四間五尺五寸
一同土藏	壹ヶ所式間 ^(マ) 三間
一妙高庵	桁拾四間五寸、梁十二間三尺
一同庫裡	桁拾三間三尺五寸、梁七間五寸
一同土藏	壹ヶ所式間半四間
一伝法庵	桁拾三間三尺五寸、梁八間壹尺
三科作	

一同庫裡	桁拾間武尺、梁四間五尺五寸
一同土藏	壹ヶ所武間三尺、梁八間半
如意庵	三科作 桁拾武間三尺、梁八間四尺
一同庫裡	桁拾間五尺、梁八間四尺
一同土藏	壹ヶ所武間二武間半
祖堂&妙高庵迄廻廊	五拾五間半
妙高庵&山門迄廻廊	五拾五間半
山門&大庫裡迄廻廊	拾八間
一大庫裡&洞川庵迄廻廊	武拾四間
普藏院廻廊	武拾壹間半
木材小屋	桁八間、梁四間
普請小屋	桁十六間、梁六間半
收納藏	桁五間、梁三間半
白山宮	本社武間三四間
同拜殿	武間半六間
荒神堂	三間半四間半
輪藏	六間三尺四面
藏司寮	三間三尺武間壹尺

江戸末期における總持寺の実情（二）

一十王堂	桁式間半、梁三間
一寺内土壙	三百式拾五間
一寺内板塀	式百三拾六間
一寺内番所	四ヶ所
一鎮守神明宮	桁六間半、梁四間
一同拜殿	桁六間半、梁五間三尺
一湯立堂	壹ヶ所式間四面
一高雄山觀音堂	式間半四面
一同處金毘羅堂	三間半四面
一氣多大明神社	桁五間、梁三間
一同庫裡	式間四面
一氣屋大王宮	本社式間四面、拜殿式間半、六間
一十二所宮社	本社内陣 <small>三間 四間</small> 、拜殿 <small>四間 八間</small>
一長谷觀音堂	桁三間、梁式間
一秋葉堂	式間四方
一二代和尚	七間四方、矢來 <small>十五 間</small> 四方、土壙圍
和 尚 廟 所	
一小門	三間四方
一收骨堂	五ヶ所

一井戸屋根有之

但し御供水茶湯水等也

八ヶ所

一地藏堂

但し御供水茶湯水等也

壹ヶ所

一稻荷堂

壹ヶ所

一芳春院 後見

桁拾三間、梁八間壹尺

一同庫裡

桁拾三間三尺五寸、梁七間壹尺五寸

一同衆寮

桁六間三尺、梁四間三尺

一同宝庫

一ヶ所
弐間、弐間半

一同土藏

二ヶ所

一覺皇院

塔頭 芳春院へ
順ス

桁拾壹間五尺五寸、梁八間壹尺

一同庫裡

桁拾三間、梁九間四尺五寸

一同衆寮

桁七間五寸、梁四間五尺五寸

一同土藏

弐ヶ所 弐間、弐間半ツ、

メ

外ニ

一山内役僧寺

二拾壹ヶ寺

但し壹ヶ寺

拾七間二十弐間、或ハ十五間九間
仏間座敷勝手建込其内不同有之

一山内役人家数

拾八軒

右總持寺義者、往古より一本山^ニ而、僧錄^触兼帶仕、

頭

末派も多ク、出世僧も不殘總持寺^ニ許容致し、其上
寺領壹万石余^ノ有之候故、古來より大伽藍相続仕来、

元和以来永平寺^与両本山^ニ相成、寺領^も草高四百石^ニ

候得共、出世之儀ハ總持寺派下ハ總持寺^ニ而出世仕候故、
八九歩ハ總持寺^ニ而出世致^シ、永平寺^江八十分一^ニ御座候、

享保宝曆之比迄ハ、修復料等之備金五万両余^モ

有之故、年々修復等茂可也行届申候得共、中古

永平寺^ニ而自然勝手^ニ出世致^シ、天明之比^ニハ七八分通

永平寺^ニ而出世仕候様相成、總持寺難立行、無余岐天明
度先規之通派分出世之儀

上訴仕候得共、いつとなく年来之仕習^セ、誠^ニ夫^ニ而者

永平寺及難澁候趣を以、厚御利解之上、出世之

^(理)
義者志趣次第^ニ被仰付、其以来年増及困窮、

年々精々省略^モ仕候得共、何分古來より大伽藍、譜

代之人頭^モ有之故、連々修復備金等^モ及減滅、剩

年增之大借、其上近年三衣一件彼是^ニ而、當時之

姿^ニ而者往々難立行、必死^与難済罷在候、永平寺義ハ

古來山居之地^与相唱^ハ、道元以來質素之家風^ニ而、伽

藍^モ總持寺之十分^一^ニも無之[、]、元和以來両本山職^与

双立候得共、末派^ハ總持寺之十分之一^ニ而、近來迄者道元

古風之儘[、]、殿堂斧はつり^ニ而飽削等を不用[、]、屋根も

茅葺^ニ有之候處[、]、天明度同寺燒失以來、追々堂

舍建弘^メ、屋根も瓦銅^{等ニ}而葺立[、]、剩文政年中、

禹隣之代^{より}京都江上輿^符金紋^等相願[、]、右^ニ準し

万事花麗を專^与致し[、]、道元遺訓之古風ハ一切

無御座[、]前段申上候通[、]、同寺義近年寺錄ハ古來之

十倍^ニ相成候得共[、]、右様漸々花美^ニ相成候故[、]、入用^も不相應^ニ相懸り可申^与奉存候[、]、依之寛政度永平寺^{より}

規則改革願上[、]、又候三衣改革之儀申出し候も[、]

何歟同寺^{より}出しひ候ケ条[、]、總持寺末派^江も一同為致

候得者[、]自然總本寺之体^ニ相成[、]、出世僧を始[、]、万端

永平寺^江帰崇致し[、]、往々總持寺ハ末派同様^ニ

為成行候得者[、]同寺而已^江寺錄相増[、]、右等差合之

相企^与奉存候[、]、於總持寺ハ今般三衣之儀[、]、今更當永平寺

之申儘^ニ相成[、]、開山以來之古法を廢し候^而者[、]、弥永平寺

一本山之体^ニ成行、末派^ヲ總持寺を本山^与相立候者無之、左候^而者、古来^カ

御綸旨御朱印を以、蒙本山職候所詮^も無御座、何共恐入儀^ニ奉存候、相次^而總持寺規格之興廢ハ此一儀^ニ

御座候、依之先規仕来之古法、貫通仕候様、六七年

來歎願申上候義^ニ御座候、此段厚

御憐察被成下置候様奉仰希候、

總持寺定詰人別

一五拾五人 五院^并隨侍之僧分

一貳拾人 同譜代家來下男共

一七拾人 本坊^并諸堂詰日勤僧分

一三拾五人 禅堂詰他國行脚僧等也

一拾五人 後見芳春院^并隨徒僧分

一拾貳人 同譜代家來下男共

一拾貳人 塔頭覺皇院^并隨徒僧分

一九人 同譜代家來下男共

一三拾五人 塔司^并武拾ヶ寺之内役局五ヶ寺^并下役僧等僧分

同俗役掛り符下男共

一式拾五人

但し内五人月番役局掛り

一六拾人

外塔司 拾五カ寺僧分

一三拾五人

同俗人下男共

一式拾人

賄方詰當番上下働共

一拾五人

勘定方詰當番同断

一拾人

作事方詰當番同断

一式拾人

掃除方山廻り等當番同断

一拾五人

四ヶ所門番當番同断

一拾人

但し右同断

総メ四百五拾八人

内式百八拾式人
内百七拾六人

僧分
俗人

此内
凡式百人程

五院斧山内自分賄三而
相勤候

引
ベ式百五拾人馴シ
凡此飯米四百五拾石程

毎日常住賄也

右常住₅日用賄人別₂御座候

年分収納

一金千式百五拾両

毎年出世僧凡式百五拾ヶ寺
官金、但し壹ヶ寺ニ付金五両ツ、

江戸末期における總持寺の実情（二）

一金八拾両

東照宮様より御金千両永代為
御祈願料被下置、加州家而
取扱、年々八朱之利金被相渡候

一金武百拾両

諸國末派^并信俗より古祠堂
元金四千武百両之利金、壹ヶ年
五朱之割合を以、同断加州家より
被相渡候

一金武百八拾両

右同断、新祠堂元金三千六百
両之利金、壹ヶ年八朱之割合を以、
加州家より被相渡候

一金三百両

文化三^寅年諸堂焼失付、諸國末派より
再建勧化四万両余、関三ヶ寺^ニ而
取集之内、金七千両余總持寺江不納、
武拾ヶ年余三ヶ寺より勘定無之付、
文政十^亥年訴訟申上候処、元利
武万両余之内、壹万両者總持寺^ニ而
勘弁致し、跡壹万両余者三ヶ寺より
年々三百両ツ、年賦^ニ相納、年限
相済候上者、為冥加永之金百両ツ、
年々本山江上納可致旨、脇坂淡路守
様^ニおいて、双方江濱口被仰渡、依之
當時三ヶ寺より上納金也

本山不勝手付、天保二年以來、
五拾ヶ年内五院^并山内代官役料等、

一金三百八拾両

其外都而僨約壹割借り上詰金致し、
當時三千八百兩諸国末派^江貸付有之、
右年分壹割利金也

一金百五拾両程

本山入院披露^并諸末派之僧侶臨時
拜登、且諸國有信之道俗參詣之節、
開山二代^江香資見積り、但し年々
不同有之候事

一金百兩程

山居和尚号、首座号等、謚公文官金
見積り、但し年々不同有之候

総
べ
凡
金式千七百五拾八両也

外^二

一草高四百石

加州家^と黒印
寺領

此米三百式拾俵^{五斗入} 収納米

右之通年分収納高^二御座候

年分出方

一銀六貫武百五拾目

出世僧武百五拾ヶ寺官金之内、五院江配分、但し出世僧壱人_二付壱ヶ院銀五匁ツ、

一同壱貫武百五拾目

右同断、後見芳春院江配分、同壱人_二付銀五匁ツ、

一同壱貫目

右同断、塔頭覺皇院江配分、同壱人_二付銀四匁ツ、

一銀拾七貫目

右同断、塔司武拾ヶ寺江配分、但し出世僧壱人_二付塔司壱ヶ寺江銀三匁ツ、四歩ツ、

一同三貫目

右同断、當日小役掛り僧拾武人江配分、同壱人_二付小役壱人江銀壹匁ツ、

一同壱貫百武拾五匁

右同断、賄方下働共拾五人江配分、同壱人_二付銀三歩ツ、

一銀三貫六百目
玄米武拾武石五斗

右同断、當日役掛り中下三拾人ツ、支度、飯米・塩・噌・野菜料、賄方江相渡

一銀三貫目

右同断、前夜ち当日上膳其外、
賄方并宿坊手宛送人足共諸掛り、
但し出世僧壹人ニ付、都合銀拾貳匁馴シ

一金百貳拾五両

右同断、路資、但し壹ヶ寺ニ付
金貳百疋ツ、

一銀壹貫目

右同断、公文認方料紙筆墨
給分共、但し壹ヶ寺ニ付銀四匁ツ、
掛リ

一銀四百五拾目

右同断、京都江添簡、并推拳師江
返簡等料紙給分共同断
但し壹ヶ寺ニ付銀壹匁ツ八歩ツ、掛リ

一銀七貫目

右同断、授与之掛絡貳百五拾挾代
但し壹挾ニ付銀貳拾八匁ツ、

一銀貳五百目

右同断、推拳師江返簡ニ付音物、
但し壹ヶ寺ニ付襟卷等代銀拾匁馴シ

○
△金百貳拾五両

銀四拾七貫百貳拾五匁

此金七百八拾五両壹分貳朱ト

玄米貳拾貳石五斗

貳匁五歩也

江戸末期における總持寺の実情（二）

引残り

金三百四拾両程

正収納官金之内相成候

右出世之寺院、天保・弘化之頃者、壱ヶ年貳百ヶ寺より
貳百貳三拾ヶ寺限り登山有之候、嘉永より当時ハ壱ヶ年
貳百七八拾より三百ヶ寺迄有之付、拾ヶ年平均貳百五拾

ヶ寺之見図リ申上候

外ニ

年分役料扶持方等

出方

一銀五貫目

玄米七拾五俵五斗入

毎年八月十三日より十五日迄、開山忌
營弁料、賄方渡

一銀三貫五百目

玄米五拾五俵

同十月十八日より廿日迄、二代忌同断
相渡

一銀六貫目

玄米百俵

毎月兩祖月忌等四度、并夏冬二祖
三仏忌・永平忌・大乗忌、且定式祈禱
祭礼等ニ付、合山五百人ツ、賄方同断
相渡

墨印四百石之内、三拾石同寺江
御寄附、但し免五歩余

一玄米三拾七俵
金三拾兩

一金百兩
拾五人扶持

一銀五枚
式人扶持

役局五ヶ寺江、役局^并添役江
扶持、但し壹ヶ寺金貳拾兩
三人扶持ツ、

塔司之内一老江
勤功料

一金拾五兩
拾五石

本山詰年番頭取拾五人江
役料、但し壹人金壹兩^ニ壹石ツ、

一玄米五拾俵
金拾五兩

代官星野逸三郎
役金

一同三拾俵
金拾兩

同勘定方
役金
大橋勝之丞

一玄米三拾俵
金拾兩

同作事方
役金
江尻元五郎

一同式拾俵
金六兩

同祐筆方
豊田勘左衛門
役金

後見芳春院江相渡
同役金

江戸末期における總持寺の実情（二）

一 同拾五俵
金二両

鎮守神職
〔役金〕四柳大和

一 銀拾六枚
八人扶持

右五家俸二男等當時見習
出勤八人江、但し壹人二付
銀式枚壹人扶持ツ、

一 六人扶持

大工棟梁
宮川九右衛門 両家江
宮下源太郎
但し壹軒三人扶持ツ、

一 拾人扶持

五職人頭五軒江、但し
壹軒式人扶持ツ、

一 銀式枚
壹人扶持

日雇頭江

一 銀式枚
壹人扶持

山廻り江

一 銀拾枚

門前杵寺領四ヶ村肝煎名主
五人江、但し壹人銀式枚ツ、

一 銀八枚

右同断、門前杵村役人八人江
但し銀壹枚ツ、

一玄米四拾石

祠堂日供米、賄方相渡
但し一朝白米壹斗ツ、

一銀八貫六百四拾目
玄米八拾六石四斗

勘定方・作事方等五ヶ所
勤番毎日八拾人ツ、一日二付
壹人銀三歩、米三合ツ、壹ヶ年
之給分也

一金八百五拾両

年々寺領之外買入米
凡六百八拾石代、但し両二
八斗替平均見回り也

○
△金千〇三拾四両

銀武拾三貫百四拾目

此金三百四拾五両武分式朱ト
銀武分式朱ト

同四拾三枚

此金三拾両三分ト
銀三匁也

○印式口金銀

△金武千三百武拾壹両武分式朱ト
銀五匁五步也

同 玄米四百拾武俵五斗入 此米武百六石

同 六百三石九斗

同 七拾七石四年 四拾三人扶持米也

江戸末期における總持寺の実情（二）

メ八百八拾七石八斗

寺領収納米

内式百拾石
引メ六百八拾石程

年分買入

右年分定式出方御座候

総結算覚

一金武千七百五拾八両

年分出世僧官金并新古
祠堂利金等収納高

玄米武百拾石也

寺領も収納米

内金武千三百武拾壹両武分武朱銀五匁五歩

右年分一山配分等総出方

引残メ金四百三拾六両壹歩

此分年分修復たし相成申候

但し年々金千両馴シ、手宛
無之候而者、屋根替斗も修復
行届不申候ニ付、年々借財ニ相
成候

外二
一金五百両

同元一万武千両之利
一金千武百両

但し天明・寛政以来、度々之
公訴并近年打続凶災等ニ而門前
寺領四ヶ村及困窮右手當
寺以當時借財年一割之
利分年々借財ニ相成候

メ式口

右年々寺納之外不足分年増借財相成申候

每年
一金七拾五両ツ、

毎年京都表江
御年始代僧并伊勢愛宕
代参諸入用

壹度二付
一金百五拾両

同七年目壹度別段代僧
を以
御機嫌伺諸入用

壹度二付
一金五百両ツ、

公儀表御年礼九年目
壹度總持寺直參諸入用

同
一金百五拾両ツ、

同隔年代僧を以
御年礼申上候諸入用

同
一金百五拾両ツ、

隔年加州家江總持寺直參
年礼之節諸入用

同
一金五百両

同臨時吉凶二付總持寺直參
諸入用同断

一金五百両

御公儀江臨時御吉凶二付
總持寺直參諸入用同断

一金百五拾両

京都表臨時御吉凶二付
代僧諸入用断
〔同脱〕

八口
メ右臨時勤方拾ヶ年平均壹ヶ年分

凡金三百両馴し之手配相成候

右之通相違無御座候、以上

加州家

御制状三通

認メ入

加州家より總持寺江手当之儀ハ、總持寺義古來者

寺領一万石余も有之様相見^ハ、足利義満公・義政公
之御判物^ニも、寺領五拾ヶ所余書載被下候処、天正年
中兵乱後寺領も不分明^ニ相成、其上諸堂不残兵火^ニ而
焼失罷在候処、当御領主元祖利家公入国、先規之通
伽藍素建被成下、其外之修造五院等ハ、末派より
再建仕、同三代利常公代寺領四百石御寄附被下、
且一山ハ勿論、末派取斗方^等御制状を以被定置、

依之諸般加州家江相伺取斗來、難決義ハ

御公儀江被差出直訴申上來候、將又文化度諸堂燒失之砌ハ、加州家カ用木百本被下、其外先規之通

諸國未派勸化を以再建仕候、且又

御公儀御年礼等ハ勿論、臨時御吉凶ニ付

總持寺參府仕候節ハ、凡金五百兩雜用之内、半金ハ加州家カ借用仕、三ヶ年賦ニ返納仕候、右之外加州家カ扶助等之先例無御座候、右御尋ニ付奉申上候、以上、

安政六己未年十二月 能州總持寺役局

正覺寺印

寺社御奉行所

(貼付紙異筆)

今般

(江戸城)

御本丸炎上ニ付、為

御国恩金武千両上納

仕度奉存候、乍恐

御用途ニ被為御差加

被下候者、難有奉存候、此段

奉願候、以上

安政六年十二月 能州總持寺代興禪寺印
寺社
御奉行所

二 諸堂舎について

諸堂舎については総門から山門・仏殿・祖師堂・開山塔・禪堂・大庫裡・五院（普藏院・洞川庵・妙高庵・伝法庵・如意庵）・輪藏・芳春院・覺皇院・山内役僧寺・山内役人家数まで八十一項目が掲げられており、裏門・寺内番所・小門・井戸・地蔵堂・稻荷堂・山内役人家数をのぞき、桁（間口）梁（奥行）が細かく記録されている。このなかの主要な堂舎は文化三年（一八〇六）焼失後、全国諸末寺院からの勧化金により復興が開始され、延引していた開山瑩山禪師五百回忌（正当は文政七年、一八一四）・二代峨山禪師四百五十回忌（正当文化十二年、一八一五）が當修された天保二年（一八三二）八月以前には一応の完成をみていたと思われるものであるから、これと焼失に伴う諸堂舎再建願^①『能州總持寺焼失諸堂舎再建入用金積立帳』（文化八年）にある規模と比較すると、つぎのとおりである。

	安政6年諸般書上 桁×梁	文化8年焼失諸堂舎 再建入用金積立帳
勅使門	3間1尺5寸×2間3尺5寸	3間×2間半
山門	13間3尺5寸×4間3尺5寸	8間×4間
仏殿	10間5尺4面	9間半四面
祖師堂	26間3尺5寸×17間2尺	17間半×14間
現方丈	9間1尺5寸×7間3尺5寸	8間半×5間
開山塔	3間四面	1丈四方
放光堂	10間5尺×7間3尺5寸	10間×6間半
禅堂	8間1尺四面	9間4尺6寸四面
同外堂	16間×3間1尺5寸	
大庫裡	26間1尺5寸×15間1尺	14間4尺×13間
浴室	8間4尺×4間2尺	8間×4間
通用門	7間3尺5寸×2間3尺5寸	5間×2間
鐘樓堂	3間1尺5寸四面	3間×2間半
淨頭	8間×4間	8間×4間
觀音堂	2間×4間	2間四面
維那寮	13間×7間3尺2寸	9間×7間
妙高庵	14間5尺×12間3尺	15間4尺×11間
庫裡	13間3尺5寸×7間5寸 (尺か)	10間半×7間
伝法庵	13間3尺5寸×8間1尺	10間×7間半 仏間 2間四方 玄関 2間四方
庫裡	10間2尺×4間5尺5寸	9間×5間 下屋 9尺
如意庵	12間3尺×8間4尺	10間×7間半 仏間 2間四方 玄関 2間四方
庫裡	10間5尺×8間4尺	7間×6間

これみると『安政六年諸般書上』にある諸堂舎がいずれも規模が大きくなっていることがわかる。とりわけ山門・祖師堂・大庫裡などは一倍半以上にもなっているが、いかなる事情によるものか明らかでない。あるいは後述するように、再建にあたりいろいろ経費節減につとめた結果、かえつて規模を大きくすることができたのかもしだれ

ない。なお『公用記』⁽⁴⁾にも「諸堂間数」として、諸堂舎を掲げ、その一部に桁・梁の記録があるが、『安政六年諸般書上』などと比較が難しいので、参考までに注記（5）として示したい。

ちなみに『公用記』所収の諸堂舎疊数を紹介しておきたい。これには「但焼失前九十八疊也」「但往昔之通」などの注記があるから、文化三年焼失後に再建された堂舎のものと思われる。

公用記

諸堂舎疊数

大庫裏總數
式疊大床

一百四拾三疊	一百四拾三疊
<small>但焼失前九十八疊也</small>	<small>但燒失前九拾八疊也</small>
一式百疊	一式百疊
<small>但往昔之通</small>	<small>但往昔之通</small>
一百壹疊	一百壹疊
<small>但し前ハ八拾壹疊也</small>	<small>但し前ハ八拾壹疊也</small>
三拾式疊	三拾式疊
<small>但し往古之通也</small>	<small>但往古之通也</small>
百拾四疊	百拾四疊
<small>但し前ハ八拾壹疊也</small>	<small>但前ハ八拾壹疊也</small>
百式拾三疊	百式拾三疊
七拾式疊	七拾式疊
八拾九疊	八拾九疊
七拾壹疊	七拾壹疊
同客殿	同客殿
如意庵庫裏	如意庵庫裏
妙高庵客殿、庫裏とも	妙高庵客殿、庫裏とも
普藏院客殿、庫裏とも	普藏院客殿、庫裏とも
一百六拾六疊	一百六拾六疊
一百六拾六疊	一百六拾六疊

一百戸拾戸畳

洞川庵客殿、庫裏共
^(ママ)⁽⁶⁾

八千三百八拾七丁

一 戸百六拾六畳 芳春院客殿、院、衆寮、庫裏共

一 戸六拾畳 両侍真寮

浴室

鐘樓堂

一 戸六畳 門番

一 四十五畳 高雄山三ヶ所

神明宮

また『諸堂舎造営記』⁽⁷⁾と『公用記』・『星野日監』における主要堂舎の年次別再建費と、『能州總持寺焼失諸堂舎再建入用金積立帳』にあげられた経費、および総経費を比較するとつぎのとおりである。

江戸末期における總持寺の実情（二）

年次	堂舎名	諸堂舎 造営記	公用記	星野日監	焼失諸堂舎再建 入用金積立帳
文化8年	觀音堂	127両3歩	127両3歩		10貫目350目 (172両2歩)
9~10年	勅使門	1000両		60貫余 (1000両)	63貫323匁 (1055両1歩2朱)
9~13年 (9~文政元)	客殿	4445両2歩	4445両2歩	252貫851匁 ※(363貫529匁2分1厘 =6058両3歩)	
10年 (13)	維那寮	397両2歩	397両2歩	23貫850目 (397両2歩)	
10~13年	大庫裡	3000両	3000両	150貫余 (2500両)	257貫954匁 (4299両)
11~12年	禪堂	1410両余		1400両程	82貫786匁 (1379両3歩)
12~14年 (10~14)	仏殿	4626両1歩	4626両1歩	287貫754匁4分4厘60目 (4795両)	430貫255匁 (7170両3歩3朱)
14年	現方丈	1510両1歩	1510両1歩	90貫615匁4分3厘 (1510両1歩)	95貫394匁 (1589両3歩2朱)
	浴室	230両3歩2朱	230両3歩2朱	13貫852匁5分 (230両3歩2朱)	8貫272匁 (137両3歩2朱)
	七軒淨頭	124両2歩	124両2歩	7貫471匁9分5厘 (124両2歩)	8貫568匁 (142両3歩1朱)
文政7~9年	妙高庵	1109両1歩	1109両1歩	1109両1歩	238貫73匁 (3967両3歩2朱)
文政11年	伝法庵	800両	800両余		133貫820匁 (2230両1歩1朱)
嘉永4年	如意庵	795両	174両1歩		133貫824匁 (2230両1歩2朱)
総経費		27,298両3歩2朱	23,542両1歩2朱	凡1109貫635匁4分 (18,500両)	2881貫251匁 (48,020両余)

注(1)年次は『諸堂舎造営記』によるが、括弧内は『星野日監』の年次である。

(2)『星野日監』の経費で括弧内は両に換算されている経費。※は文化14年6月7日大洪水による後山崩れによる

再々建費用も含んだ経費。

(3)『能州總持寺焼失諸堂舎再建入用金積立帳』の括弧内は銀を金に換算したもの

これをみると『諸堂舎造営記』と『星野日監』との間にも、経費が同額のものと、積算基礎の相違からかいくつかの堂舎に経費の差異がみられるが、これらと『能州總持寺焼失諸堂舎再建入用金積立帳』の見積高と比較すると、前に掲げた主要諸堂舎以外のものも含め、個々の経費をみても、また総額の経費をみても金額に大きな差異があることがわかる。それは『星野日監』に妙高庵の再建費について

凡千百九兩壹歩入用金也、但シ往昔ハ甚間広、大工団り金高弐千五百兩之処、追々短、金省略、団り改候処、
半減ニ相成、庫裡等取葺(瓦か)ニ取改、間挟ニ出来候事、當時普藏院・洞川庵之建方内室造りなり、是甚大工手間と
り申ニ付、長椽・柱・大桁・屋祢裏飴等省キ、庫裡コケラ葺ヲ取葺ニ相改、廊下裏板ヲ省キ、木舞附のみニ省
略、凡千兩減少也(8)

とあるように、大工に団り改めをさせ、無駄を省き経費節減につとめた結果と思われるが、それだけに止まらず、規模もあるいは大きく再建したものかも知れない。それにしても焼失した諸堂舎の再建申請をしたものと、実際に再建したものと、金額的には浴室を除き減少しているにも拘わらず、規模はいずれも大きくなっているという事情を、どのように理解したらよいか、今後の研究に俟ちたい。

三 定詰人別について

定詰めの総人員は四百五十八人であるが、そのうち僧分^ノ出家者は二百八十二人、俗人^ノ在家者は百二十六人である。出家者の内訳をみると、五院^并隨侍僧五十五人、本坊^并諸堂詰日勤僧七十人（四十人は塔司より兼役）、禪堂詰他国行脚僧三十五人、後見芳春院^并隨徒僧十五人、塔頭覺皇院^并隨徒僧十二人、塔司二十ヶ寺の内役局五ヶ寺^并下役僧等僧三十五人、外塔司十五ヶ寺（塔司二十ヶ寺の内役局勤務の五ヶ寺を除いた寺）僧六十人となつていて、また塔司二十ヶ寺は

普藏院門中 興禪寺・長泉寺・正覺寺・正福寺

妙高庵門中 昌寿寺・宝幢寺・太清院・玉泉寺・雲谷寺・円通院

洞泉庵門中 慶徳寺・東源寺・昌泉寺・秀翁院

伝法庵門中 千寧寺・永福寺・松岩寺

如意庵門中 永寿院・瑞雲寺・青陽軒⁽⁹⁾

であるが、これらの塔司から本坊や諸堂詰として四十人、役局五ヶ寺と下役に三十五人が兼役している。また他國からの行脚修行僧が三十五人であることも注意する必要があろう。

また俗人^ノ在家者は五院二十人（五院譜代家来・下男共）、後見芳春院十二人（譜代家来・下男共）、塔頭覺皇院九人（譜代家来・下男共）、役局俗役掛り^并下男共二十五人、外塔司十五ヶ寺俗人下男共三十五人、賄方詰当番上下働共二十人、勘定方詰當番上下働共十五人、作事方詰當番上下働共十人、掃除方山廻等當番上下働共二十人、四ヶ所門番當番上下働共十五人となつていて、賄方は門前ならびに寺領から、勘定方・作事方は門前から、掃除方と門番は寺領四ヶ村から日勤することになつていて、寺領四百石は走出・鬼屋・広瀬・日野尾・清水村の五ヶ村から

なつてゐるが、清水村のみは草高百九十八石のうちの十七石と極めて少いので、ここでいう寺領四ヶ村は清水村を除いた四ヶ村と思われる。⁽¹⁰⁾

なお明治三十九年十二月五日付の總持寺鶴見移転の「理由書」に「一山ノ常住員ハ僧侶二百八十一人、俗人百七十六人、合計四百五十八人ノ現員」とあるが、この安政六年の定詰人別と偶然かも知れないが、あまりにも人数が合致するから、あるいはこれを参考にしたものかも知れない。

四 年分収納について

この年分収納とつぎの「五 年分出方」は總持寺における寺院経済の全貌を把握できる重要な資料である。まず年分収入は八つの費目からなつていて、まず最初は出世僧二百五十ヶ寺の官金千二百五十両である。これは収入費目のうちもつとも大きな財源で、全収入の約四割五分を占めている。これには出世僧およそ一百五十ヶ寺の官金で、一ヶ寺の官金は五両と注記してある。しかし実際に安政六年の出世僧を『住山記』にあたつてみると、二百八十一ヶ寺であるから千四百五両でなければならない。しかしこれについては年分出方の尾（年分役料扶持方等の前）に「右出世之寺院、天保・弘化之頃者、壹ヶ年貳百ヶ寺より貳百貳三拾ヶ寺限り登山有之候、嘉永迄當時ハ壹ヶ年貳百七八拾貳三百ヶ寺迄有之ニ付、拾カ年平均貳百五十ヶ寺之見図り申上候」とあり、十ヶ年の平均値をとつたとしている。いま因みに安政六年以前の十ヶ年をあたつてみると、嘉永二年一百七十六ヶ寺、同三年一百五十九ヶ寺、同四年一百三十四ヶ寺、同五年四百六十八ヶ寺、同六年百五十八ヶ寺、同七年百八十二ヶ寺、安政二年一百二十九ヶ寺、同三年一百五十一ヶ寺、同四年二百八十三ヶ寺、同五年二百八十八ヶ寺であるが、この十ヶ年を平均すると二百四十三ヶ寺になり、これに安政六年二百八十一ヶ寺を加えると、平均して三百四十五ヶ寺になる。したがつてこ

れを二百五十ヶ寺にしたことになる。

つぎの三件はいずれも利金＝利息の収入である。はじめの八十両は徳川家康から下賜された永代御祈願料千両に対する年八朱の利金であるが、つぎの二百十両は末寺や信徒からの古祠堂金四千二百両に対する年五朱の利金である。また二百八十両は同じく末寺や信徒からの新祠堂金三千六百両に対する年八朱の利金であるが、利率が年八朱と五朱とあるように貸借条件が異なっている。それぞれの事情があつたためだろうが、これらはいずれも加賀藩が管理し、その利金は加賀藩から渡されていることは、後述する関三ヶ寺引負金についての介入、さらには御公儀御年礼や臨時御吉凶費の借用とともに、加賀藩が如何に深く関わっていたかを示すものである。

また祠堂金についても古と新の別があるが、その性格については明らかでない。ただ文化三年（一八〇六）の火災により、全国の諸末寺から勧化金を集めているから、それ以前の祠堂金＝古祠堂金と区別し、新祠堂金としたものと思われる。

つぎの関三ヶ寺からの上納金三百両については、その注記に勧化金一万両余に対する年賦としている。関三ヶ寺における勧化金の管理運用の実態や、總持寺に対する莫大な金額の滞納については、文化九年（一八一二）の「能州本山再建勧化金取締方規定書」とともに、文政十三年（一八三〇）の「関三刹引負金返納付本山訴訟状」を取りあげ、本紀要の前号（第九号）で詳細に述べた。しかしその訴訟状にはこの注記にある文政十年の訴訟についてはまったくふれていない。そればかりか両者を比較すると内容が著しく異っている。注記によると関三ヶ寺が取り集めた勧化金のうち、七千両余が未納であるのみならず、二十年余の間勘定精算しなかつたので、文政十年訴訟し、元利二万両余のうち一万両は引負金として勘弁し、残り一万両余は三ヶ寺で毎年三百両ずつ年譜で返済するとある。

これに対しても文政十三年の訴訟状によると、文政十一年四月、總持寺役僧青陽軒不伝が出府し精査した結果、関

三ヶ寺の滞納金は元利合計一万二千七百二十一両二分、銀三十八匁一分五厘五毛、銭二貫四百三十四文という莫大な金額であった。それにも拘わらず関三ヶ寺は七十五両宛年賦返済したいと不当な申分をしたので、文政十二年五月、寺社奉行所に対し訴訟を起そうとしたところ、前田家役人の介入によりいろいろと掛合協議の結果、四千五百二十一両二分、銀三十八匁一分五厘五毛、銭二貫四百三十四文を不足（欠損）にし、差引金八千二百両とするとともに、そのうち四千両はこれまでのように永代修復料として関三ヶ寺に預け、年五朱の利足とし、残る四千二百両については、文政十二年から年賦返済とし、年賦金と利息金をあわせて、毎年三月・九月に各二百五十両宛、加賀守（前田家）屋敷会所へ納入するとしている。

また『星野日監』文政十二年二月廿七日の条によると、「芳春院道雲和尚・豊田政之進、文化年中再建勸化金関三ヶ寺衆壹万両余引負為催促江戸下向、青陽軒ハ関八州寺庵遠忌勸化巡廻を兼、亥年^(文政十年)在江戸之事、然処同十一月至り、右引負金壹万両余内四千両^者見捨、残り六千両、此内千五百両丑・寅・卯三ヶ年返済之規定、残り四千五百両を向四拾ヶ年賦返上之定事済、芳春院和尚ハ寅正月十八日帰山、則取立金三百五拾両持參也」とあり、前の二者とも相異している。

このように三者三様であるが、実際の返済方法や返済額は、文政十年の訴訟によりきめられたものによつていて、これはいかなる事情により注記と同じ文政十年の『星野日監』の内容や、文政十三年の訴訟にあるものによらなかつたのか明らかでない。今後究明する必要がある。

つぎの三百八十両は諸国末派寺院へ年一割で貸付けた利息である。当時總持寺の経済は不如意のため天保二年（一八二二）——八月に延引していた開山五百回忌・二祖峨山四百五十回忌を勤修している——から五十ヶ年、五院および山内代官役料その他すべてを僨約し、その約一割を借りあげ積立てた三千八百両を諸国末派寺院へ貸付け

た利金である。因みに總持寺の経済は、文化三年の火災以来著しく苦しかつたらしく『星野日監』によると、文政元年（一八一八）に「本山現方丈積金相企候事、但五院方⁽¹²⁾五十両、本山初転僧官金二ヶ寺分拾両、合六拾両積立候事」とあるのも注目する必要があろう。

つぎの二件は年々不同的もので、はじめの百五十両程は入院披露や末派寺院僧侶の臨時拝登、あるいは有信道俗参詣の砌り、開山や二代に対する香資の見積りである。またつぎの百両程は死後におくるられる称号——山居和尚号（立職長老没後の和尚号）や首座号（未立職の平僧没後の首座号）——謚公文官金（いづれも一両）である。⁽¹³⁾

以上が収入で総計およそ一千七百五十八両であるが、その他に寺領からの三百二十俵（五斗入）を加えたものが総収入である。

五 年分出方・総結算覚などについて

年分出方^{II}・支出については年分出方と年分役料扶持方等の二日にわけられているが、年分出方は出世僧二百五十分ヶ寺に關係する支出であり、つぎの年分役料扶持方等は法要當弁關係と役料扶持方等からなつて、法要當弁關係は開山・二代忌や毎月両祖忌・二祖三仏忌・永平忌・大乗忌・定式祈禱祭礼などの當弁費用と役料扶持（給与）等である。はじめの年分出方は五院への配分銀六貫二百五十目（出世僧一人につき一ヶ院銀五匁ずつ）、總持寺後見芳春院は銀一貫二百五十目（出世僧一人につき銀五匁ずつ）、塔頭覺皇院銀一貫目（出世僧一人につき四匁ずつ）をはじめ、塔司二十ヶ寺・小役掛り僧・賄方下働・役掛中下働・賄方^井宿坊手宛送人足・出世僧路資・公文認方料紙筆墨給分・京都への添簡^井推拳師への返簡等料紙給分・出世僧授与の掛絡代・出世僧推拳師への音物など十三件からなつている。このなかで注目されるのは總持寺後見芳春院が五院と同格に処遇され配分されていることや、出世

僧に対する路資（旅費、一ヶ寺について二百疋、計金百二十五両）、授与する掛絡（一挾銀二十八匁、二百五十挾代銀七貫目）および出世僧推舉師への音物（襟巻等代銀十匁馳し計銀二貫五百目）などであるが、これらの小計金百二十五両と銀四十七貫百二十五匁（金七百八十五両一分二朱と二匁五歩）および玄米二十二石五斗である。

つぎの年分役料扶持方等のうち法要當弁関係は開山忌（八月十三日から十五日まで）銀五貫目と玄米七十五俵（五斗入）、二代忌（十月十八日から二十日まで）銀三貫五百目と玄米五十五俵、および毎月両祖忌以下定式祈禱祭礼等の銀六貫目と玄米百俵（合山五百人ずつ）である。

また役料扶持方等は後見芳春院へ玄米三十七俵（黒印三十石分）と金三十両、五ヶ寺役局および添役へ金百両と十五人扶持（一ヶ寺二十両と三人扶持）をはじめ、塔司一老・本山詰年番頭取（五人）・代官・代官伴（當時見習八人）・大工棟梁（二軒）・五職人頭（五軒）・日雇頭・山廻り・門前^井寺領四ヶ村肝煎・名主（五人）・門前^井村役人（八人）・五ヶ所勤番（勘定方・作事方等八十人）などへの役料扶持と祠堂日供米（玄米四十石）・買入米（六百八十石）の費用である。このなかで後見芳春院が別格であり、これに五院役局がついでいるが、代官五人の役金も注目する必要がある。筆頭代官星野逸三郎は玄米五十俵と金十五両、勘定方大橋勝之丞・作事方江尻元五郎はともに玄米三十俵と金十両、祐筆方豊田勘左衛門は玄米二十俵と金六両、鎮守神職四柳大和は玄米十五俵と金三両と、それぞれに格差があることがわかるが、年分の法要當弁費から年分役料扶持方まで、小計で金千三十四両と銀二十三貫百四十目（金三百四十五両二分二朱と銀二匁五歩）および銀四十三枚（金三十両三分と銀三匁）である。

したがつて年分出方と年分役料扶持方等の総計は、金一千三百二十一両二分二朱と銀五匁五歩になる。いまこれと前にあげた年分収納^(決)と総結算すると、収納＝収入が二千七百五十八両で、出方＝支出が二千三百二十一両二分二

朱と銀五匁五歩であるから、差引き四百三十六両一分が引残し^ニ残となり、これは年分の修復に充当するとある。このように安政六年の收支決算は一応四百三十六両一分の残となつてゐるが、その他として年々馴し千両の修復料のため、屋根替も行届かず、黒字分を補填しても五百両の借財となる。また東照宮様よりの永代御祈願料・新古祠堂金および本山僕約による詰金など一万二千両の利金千二百両も、天明・寛政以来の度重なる公訴や、近年打ち続く凶災による門前寺領四ヶ村困窮のため、年一割の利分が機能せず、年々借財しているのみならず、京都表の年始と伊勢・愛宕参詣（毎年）、京都表御氣嫌伺（七年目毎）、公儀表御年礼（九年目毎の直参・隔年代僧）、加州家直参年礼（隔年）、加州家・御公儀・京都表臨時吉凶など、十ヶ年平均で年三百両の経費が必要としている。また「御公儀御年礼等ハ勿論、臨時御吉凶ニ付總持寺参府仕候節ハ、凡金五百両雜用之内、半金ハ加州家ち借用仕、三ヶ年賦ニ返納仕候」ともある。

このように収支決算は四百三十六両一分の黒字であるが、これを修復料に充当しても、修復料は年々千両馴してあるから五百両が不足し、あわせて千二百両の利金も公訴や凶災でうまく回収ができなくて借財になり、そのうえ京都・御公儀・加州家への年礼や臨時吉凶などで三百両が必要であるとするのみならず、加州家より借用し、年賦返済しているとしているが、これは總持寺経済がいかに困窮していたかを示すものである。

むすび

以上『安政六年諸般書上』について概観したが、諸堂舎軒数書では総門・山門・仏殿・祖師堂・禪堂・庫裡および五院などをはじめ八十一の諸堂舎が列挙され、しかも桁（間口）・梁（奥行）が詳細に記録されている。しかし文化三年（一八〇六）焼失後に寺社奉行所へ申請した再建願にあたる「能州總持寺焼失諸堂舎再建入用金積立帳」

に記された各諸堂舎の桁・梁と経費を、この書上と「諸堂舎造営記」「公用手控」「星野日監」などとあわせて比較すると、規模はいずれも大きくなっているのに比し、再建に要した経費は半額近くから三分の一近くの額に止まつている。とりわけ経費については積算基礎の違いもあるが、施工にあたり技術的に経費節減につとめた結果によるものと思われる。大きくなつた規模をも含め、その間の事情について今後究明する必要がある。

また定詰人別については僧分二百八十二人、俗人百二十六人、総人員四百五十八人からなり、五院をはじめ諸堂舎に所属し配属されている。このなかで禅堂詰他国行脚修行僧が三十五人であることや、賄方・勘定方・作事方・掃除山廻り・門番は門前および寺領四ヶ村から日勤していることは注目しなければならない。

つぎに年分収納（収入）は一千七百五十八両であるが、これは出世僧二百五十ヶ寺の官金千二百五十両がその中核で、そのほかに東照宮様永代御祈願料・新古祠堂金・本山詰金などの利金や閔三刹からの返済金、さらには入院披露、臨時拝登・参詣の香資、謚公文官金などによるものである。

これに対し支出は出世僧二百五十ヶ寺に關係する年分出方の金二百十五両と銀四十七貫百二十五匁（七百八十五両一分二朱と二匁五歩）と、法要營弁費と役料扶持からなる年分役料扶持方等の千三十四両と銀二十三貫百四十目および銀四十三枚、総計二千三百二十一両二分二朱と銀五匁五歩である。はじめの年分出方は出世僧を基準にして五院・芳春院・塔頭・塔司・小役係・賄方などへの配分、および公文作成にかかる消耗品、出世僧路資・授与掛絡・推挙師への音物からなつており、つぎの年分役料扶持方等は開山忌・二代忌・二祖三仏忌などの營弁費、および芳春院・五院役局をはじめ代官・大工棟梁・五職人頭などへの扶持からなつてゐる。また最後に収入・支出を総決算し、四百三十六両一分の引残し（黒字）を計上しているが、これは年分修復料に補填するとしている。

このように収支決算は四百三十六両一分の残とはなつてゐるが、その他として修復料、公訴と凶災による利金の

目減り、さらには京都・御公儀・加州家への年礼や臨時吉凶など、すべて借財になるとしており、当時の總持寺経済がいかに困窮していたかを物語つているが、この『安政六年諸般書上』は諸堂舎・人員・収入・支出について詳細に記録したものであるから、少なくとも安政六年における總持寺の寺勢を明確に把握できる貴重な資料である。

注記

- (1) 「関三刹引負金返納ニ付本山訴訟状」に「来卯年開山國師五百百年忌相勤可申」（『新修門前町史』資料編2總持寺（以下『門前町史』總持寺編と略記する）一六四頁）とあるが、『星野日監』天保二年の項には「天保二辛卯年八月十日迄十五日迄御開山五百回忌御取延、二代大禪師四百五拾回忌御取延、大齋会營」とある。また『開祖五百回忌・二祖四百五十回忌秘記』参照。
- (2) 『星野日監』天保元年七月の条に「文化三丙寅年正月廿一日、本山堂舎炎焼より文政十二子年迄二十四年之間再建、普請入用凡千百九貫六百三拾五匁四分払、但シ六金ニ直シ、壹万八千五百兩也」とある。
- (3) 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第九号二七頁以下参照。
- (4) 『公用記』に所収されているのは「再建堂舎入用金」（『諸堂舎造営記』の再建費と同じ）、『諸堂舎畳数』、「諸堂間数」（『能州總持寺焼失諸堂舎再建入用金積立帳』の規模と対比できるものは少ないが、勅使門を除き同じ）、「總持寺諸堂炎焼以後從御公儀御造営并地材木拝領寺領等御寄附之年譜写」、「本山由来等秘書記」、「御年貢方」などがある。
- (5) 『公用記』所収「諸堂間数」はつぎのとおりである。

諸堂間数

(精以下同ジ)

一 惣門	一 輪藏	一 大庫裏
行五間	五間壹尺四方	四間
一 勅使門	行三間 梁式間	侍真寮迄廊下
	式間壹尺四方	
一 小門	行八間 梁式間半	普藏院迄
	但門番所宝藏共大門迄小門迄十壹間	
一 山門	行八間 梁四間	同玄関
一 回廊	四間半式間左右	式間四方
一 山門より佛殿迄拾九間		
一 山門廊下迄大庫裏迄	十八間	
一 浴室	行八間 梁四間	現方丈
一 大庫裏	行十四間四尺 梁十三間	客殿
一 同玄關	二間半四方	左右太鼓
一 大庫理迄洞川庵廊下	式十三間半	佛殿
一 洞川庵	行拾壹間 梁八間	無縫塔
一 同玄關	式間一尺四方	觀音堂
一 短廊	行四間半 梁四間	維那寮 知客寮
		妙高庵
		同庫裏

一 傳法庵
一 同庫裏
一 鐘樓堂
一 侍真寮

- (6) 置数合計は千三百九十九置になる。
- (7) 『門前町史』總持寺編一六六頁以下参照。
- (8) 『門前町史』總持寺編一五四頁参照。
- (9) 「總持寺由来（抄）」（『門前町史』總持寺編九七頁）および『五院^并塔頭中由緒書^并五院什物目録』（『門前町史』
總持寺編一一〇頁以下参照。）
- (10) 「總持寺寺領付与状」（『門前町史』總持寺編一〇一頁以下）参照。
- (11) 『門前町史』總持寺編一五四頁参照。なお一五三頁に「^{文政七年}同七月十五日、芳春院癡默方丈江戸^引帰山、閑三
ヶ寺^引負金、年賦証文ニ而一先落着」とある。
- (12) 『門前町史』總持寺編一五三頁参照。
- (13) 「總持寺由来」および『總持寺史』一三三六頁参照。